

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-1-8 食の安全確保
目的	県民が安心して食生活を送られるよう、食品の生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組み、食品の安全性を確保します。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
食中毒発生件数	目標値		6.0	6.0	6.0	6.0	件	食品表示法に基づく年間指示公表件数	目標値		0	0	0	0	件
	取組目標値								取組目標値						
	実績値	10.0							実績値	1.0					
	達成率	-	-	-	-	-			達成率	-	-	-	-	-	
定性目標	目標値						%	平成28年度～平成31年度	目標値						%
	取組目標値								取組目標値						
	実績値								実績値						
	達成率	-	-	-	-	-			達成率	-	-	-	-		
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	<p>○食品等に起因する健康被害の発生を防止するため、食品関係施設に対する監視指導や関係者に対する衛生指導、県内に流通する食品の検査等に取り組み、食中毒の発生件数は平成26年度に比べ減少したものの、成果参考指標の目標を達成することはできなかった。</p> <p>○食品表示相談が過去最高の件数(1,404)となり、適正表示における食品事業者の意識レベルの向上を確認できた。</p> <p>○原産地の不適正表示による指示・公表事案が1件あった。</p>														

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<p>○食中毒発生件数の主な内訳は、カンピロバクター2件、ノロウイルス1件、病原性大腸菌1件、腸管出血性大腸菌1件、アニサキス3件等であった。</p> <p>○予防対策として、食品取扱施設の監視や食品事業者講習会の実施、食中毒注意報・警報発表による県民への注意喚起等を行っている。</p> <p>○食品表示に関する事業者の関心の高まりにより表示に関する相談対応は1,404件で過去最高の件数となった。</p> <p>○指示・公表案件が1事例あった。</p>
---	--

④今年度末の施策目的の達成度予測

28年度の施策目的の達成度予測 A:達成できる B:概ね達成できる(見直す点がある) C:達成は困難	判断	その理由
	B	<p>○食中毒発生件数はH26年の11件から10件、うち広範な被害に繋がりがやすい食品営業施設等での発生は7件から6件に、いずれも減少した。また、これまで対策の徹底を指導してきたノロウイルスやカンピロバクター食中毒はH26の4件から3件に減少している。</p> <p>○毎年、家庭を原因とする食中毒発生が全体の10%程度を占めるが、実数は十分に把握できていない。また、根本的な予防対策のない寄生性食中毒が発生する現状の中で、食中毒発生の予防及びリスクの減少のためには、直接的な監視・指導が可能な食品営業施設や集団給食施設を中心に、食品の衛生的取扱の指導・啓発、従事者の健康管理や食品取扱状況の点検・指導・助言、施設監視や講習会の実施、冬期食中毒注意報発表による注意喚起等の種々の施策を実施することにより、概ね目標値を達成できる。</p>

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況(予測) A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由(④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載)
	B	
(2)施策の目的達成に向けての課題	<p>①食品事業者に対して、食中毒や異物混入等の食品衛生を担保するためのHACCP方式による衛生管理手法の導入を推進。</p> <p>②調理従事者の健康管理、調理従事者等による二次汚染の防止等、カンピロバクターやノロウイルス食中毒対策の徹底について指導・助言を行うとともに、調理従事者の健康管理に視点を置いた調理従事者健康確認状況点検票及び調理施設点検票を取り入れた監視指導の継続が必要である。引き続き、関係者や県民に対して様々な媒体、講習会等を利用し、一層の啓発を行う。</p> <p>③食品表示法が平成27年4月に施行され、5年間の猶予期間の中、食品事業者に対しての周知・徹底。</p> <p>④食品の不適正表示について監視を強化と改善指導。</p>	

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<p>①食品事業者に対して、食中毒や異物混入等の食品衛生を担保するためのHACCP方式による衛生管理手法の導入を推進する。</p> <p>②調理従事者の健康管理、調理従事者等による二次汚染の防止等、カンピロバクターやノロウイルス食中毒対策の徹底について指導・助言を行うとともに、調理従事者の健康管理に視点を置いた調理従事者健康確認状況点検票及び調理施設点検票を取り入れた監視指導を実施する。また、関係者や県民に対して様々な媒体、講習会等を利用し、一層の啓発を行う。さらに、目標値以下になるよう引き続き効果的な対策を講じていく。</p> <p>③平成27年4月に食品表示法が施行され、JAS法、食品衛生法、健康増進法に基づく表示基準が新しい表示基準として整理・統合されたことに伴い、昨年度、相談窓口を薬事衛生課及び保健所に一元化した。今年度から、食品表示に係る相談等に迅速・的確に対応するため、組織改正による体制強化を行っており、今後一層食品表示の適正化を図っていく。</p> <p>④食品の不適正表示に対する監視及び改善指導を強化する。</p>
---------------------	--

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-1-8 食の安全確保				
-------	----------------	--	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	食品衛生対策推進事業	食品等に起因する健康被害を防止する。	37,479	44,052	薬事衛生課
2	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う。	1,237	2,353	薬事衛生課
3	獣医師確保対策事業	必要な獣医師数を確保し、公衆衛生対策の推進を図る。	505	659	薬事衛生課
4	食品流通対策事業	消費者が食料品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法、食品衛生法、JAS法及び健康増進法に基づく食品表示の適正化を図る。	4,694	5,224	薬事衛生課
5	米トレーサビリティ制度推進事業	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の問題発生時に流通ルートを速やかに特定するため、業者間取引等の記録作成・保存を行うとともに、米の産地表示を取引先・消費者に伝達する。	561	2,809	農産園芸課
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					